

公 告 書

公告 第377号
令和7年3月10日

組合規約の一部変更について

令和7年4月1日から当健康保険組合の規程を以下のとおり変更する。

「理事、理事長及び監事の選挙」

第29条中、「より」を「よる」に改め、「する」を「により行わなければならない」に改め、「ただし、候補者の数が選挙すべき理事、理事長及び監事の定数を超えない場合は、この限りでない。」を加える。

「標準報酬」

2. 第44条2項中「710千円」を「750千円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この規約は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 施行日前に被保険者資格を喪失した任意継続被保険者の標準報酬月額算定方法については、なお従前の例による。

サンデン健康保険組合

理事長 大月 孝宏



新旧条文対照表

新条文	旧条文
<p>第1条～第28条（略）</p> <p>（理事、理事長及び監事の選挙）</p> <p>第29条 理事、理事長及び監事は、無記名投票による選挙により行わなければならない。ただし、候補者の数が選挙すべき理事、理事長及び監事の定数を超えない場合は、この限りでない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>第29条～第43条（略）</p> <p>（標準報酬）</p> <p>第44条（略）</p> <p>2 法第47条第1項第1号に掲げる額が同項第2号に掲げる額を超える任意継続被保険者については、法第47条第2項の規定に基づき、被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額（ただし、その額が750千円を超えるときは、750千円を標準報酬月額の基本となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額）とする。</p> <p>第45条～第68条（略）</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 この規約は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>第2条 施行日前に被保険者資格を喪失した任意継続被保険者の標準報酬月額の算定方法については、なお従前の例による。</p>	<p>第1条～第28条（略）</p> <p>（理事、理事長及び監事の選挙）</p> <p>第29条 理事、理事長及び監事は、無記名投票により選挙する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>第29条～第43条（略）</p> <p>（標準報酬）</p> <p>第44条（略）</p> <p>2 法第47条第1項第1号に掲げる額が同項第2号に掲げる額を超える任意継続被保険者については、法第47条第2項の規定に基づき、被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額（ただし、その額が710千円を超えるときは、710千円を標準報酬月額の基本となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額）とする。</p> <p>第45条～第68条（略）</p>